



国連生物多様性の10年

〔別添2〕

ラムサール条約第12回締約国会議（COP12）の開催及び条約湿地の新規登録 について（お知らせ）

平成27年5月29日（金）
環境省自然環境局野生生物課
直通：03-5521-8282
代表：03-3581-3351
課長：中島慶二(6460)
課長補佐：中島慶次(6465)
専門官：辻田香織(6468)
係長：榎厚生(6670)

ラムサール条約第12回締約国会議（COP12）が、ウルグアイのプンタ・デル・エステで6月1日（月）～9日（火）に開催されます。また、同会議の開催に合わせて、条約事務局が置かれているスイスの現地時間の5月28日（木）付で我が国から4つの湿地がラムサール条約湿地登録簿に掲載されるとともに、1つの条約湿地の登録面積が拡大され、会期中の3日（水）に条約事務局から関係自治体への登録認定証授与式が行われることになりました。

1. 第12回締約国会議（COP12）の概要

ラムサール条約（正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。発効：1975年）のCOP12が、以下のとおり開催される予定です。

（1）期日

2015年6月1日（月）～9日（火）

（2）場所

ウルグアイ（プンタ・デル・エステ）
コンラッドリゾート

（3）参加者

168カ国の締約国及びオブザーバーが参加予定です。我が国からは、政府代表団（外務省、農林水産省及び環境省）のほか、関係自治体、NGO等のオブザーバーが参加予定です。

（4）テーマ

“Wetlands for our Future.”（湿地を大切にしよう 私たちの未来のために）

（5）主要な議題

2016年～2021年のラムサール条約の戦略計画や普及啓発プログラムに関する決議案等が提出されており、これらの内容について議論されます。

2. ラムサール条約湿地新規登録及び登録認定証授与式

5月28日(木)付で我が国の4つの湿地がラムサール条約湿地登録簿に掲載されるとともに、COP12会期中の6月3日(水)に、新たな国内湿地の登録及び拡大についての登録認定証が、条約事務局より関係自治体に対して授与される予定です。

この登録により我が国のラムサール条約湿地数は50カ所となります。

(1) 日時

2015年6月3日(水) 13:15~14:45 (現地時間、日本との時差マイナス12時間)

(2) 場所

締約国会議場 (コンラッドリゾート)

(3) 参加者

ラムサール条約事務局、日本代表団、関係自治体、国内NGO関係者、各国代表団等

(4) 新規登録湿地 (4カ所)

・ 湊沼 (茨城県)	935 ha
・ 芳ヶ平湿地群 (群馬県)	887 ha
・ 東よか干潟 (佐賀県)	218 ha
・ 肥前鹿島干潟 (佐賀県)	57 ha

(5) 登録区域拡大湿地 (1カ所)

・ 慶良間諸島海域 (沖縄県)	8,290 ha (7,937 ha 増)
-----------------	-----------------------

(※) 登録認定証授与式に出席する自治体は、以下のとおり。

茨城県、茨城県鉾田市・茨城町・大洗町、佐賀県佐賀市・鹿島市

(参考資料)

別紙1 ラムサール条約の概要

別紙2 新規登録候補地、登録区域拡大候補地の概要

※参考資料については、環境省報道発表資料 (<http://www.env.go.jp/press/index.php>) からご確認ください。

ラムサール条約の概要

(正式名称)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(採択等の経緯)

1971年にイラン・ラムサールにおいて同国政府主催で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択。1975年12月21日に発効。

(条約の概要)

- ・ 特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及びワイズユース（持続可能な利用）を促進することを目的とし、各締約国に対してその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録することを求めるとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定。
- ・ 2015年3月現在、締約国は168ヶ国、登録湿地数は2,193ヶ所、合計面積は約209百万haに及ぶ。

(我が国の加入・登録湿地現状)

- ・ 我が国は1980年10月17日に加入。その際、我が国は釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録。
- ・ 現在、我が国の登録湿地数は46ヶ所、合計面積は137,968 haに及ぶ。
(今回の新規登録等により、50ヶ所、合計面積148,002haとなる。)

(登録湿地の要件)

我が国は、次の条件を満たしている湿地を登録している。

- ① 国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
- ③ 地元自治体などの登録への賛意が得られること

ラムサール条約湿地 位置図



新規登録湿地の概要

登録湿地名	所在地	面積(ha)	湿地の特徴	保護の形態	登録基準	湿地の概要
潤沼	茨城県鉾田市、茨城町、大洗町	935ha	汽水湖、カモ類の渡来地、ヒヌマイイトンボ等の生息地	国指定鳥獣保護区特別保護地区	基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	満潮時には10km下流から那珂川と潤沼川を介して海水が流れ込む天然の汽水湖である。冬期にスズガモ等水鳥が飛来する東アジア地域における重要な越冬地及び中継地となっている。
芳ヶ平湿地群	群馬県吾妻郡中之条町、草津町	887ha	火山性の特異な特徴を有する中間湿原、淡水湖、火口湖	国立公園特別地域	基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地	火山性の特異な特徴を有する湿地群(草津白根山の火山活動により形成された難透水性土壌、凹地及び火口に発達した中間湿原、淡水湖及び火口湖)で、日本固有種のモリアオガエルの最高標高の繁殖地である。
東よか干潟	佐賀県佐賀市	218ha	干潟、シギ・チドリ類の渡来地	国指定鳥獣保護区特別保護地区	基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	有明海の北岸に位置し、河川の河口と海岸に発達する泥干潟である。湾奥部に位置するため、中央黒潮生物地理地区にありながら、黒潮(日本海流)の影響が小さく、汽水的性格が強い。秋から春にズグロカモメやクロツラヘラサギ等のシギ・チドリ類が飛来し、東アジア地域における重要な渡りの中継地及び越冬地となっている。
肥前鹿島干潟	佐賀県鹿島市	57ha	干潟、シギ・チドリ類の渡来地	国指定鳥獣保護区特別保護地区	基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	佐賀県南部の有明海北西岸に位置し、河川の河口と海岸に発達する泥干潟である。湾奥部に位置するため、中央黒潮生物地理地区にありながら、黒潮(日本海流)の影響が小さく、汽水的性格が強い。秋から春にかけてズグロカモメやチュウシャクシギ等のシギ・チドリ類が飛来し、東アジア地域における重要な渡りの中継地及び越冬地となっている。

登録区域拡大湿地の概要

登録湿地名	所在地	面積(ha)	湿地の特徴	保護の形態	登録基準	湿地の概要
慶良間諸島海域	沖縄県渡嘉敷村、座間味村	8,290ha	サンゴ礁、タイマイ等のウミガメの産卵地	国立公園海域公園地区	基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準8: 魚類の重要な餌場、産卵場、稚魚の育成場である湿地	日本で確認される造礁サンゴの62%の種数が生息する代表的なサンゴ礁域。海域の海中には、テーブル状、枝状、角状、塊状、被覆状等の造礁サンゴが高い密度で分布している。スズメダイ類、チョウチョウウオ類、ベラ類等のサンゴ礁特有の魚類の幼生の生育の場となっており、夏にはアオウミガメ等が産卵のために数多く訪れている。平成17年に沖縄海岸固定公園の海中公園地区(現:海域公園地区)353haがラムサール条約湿地として登録された。平成26年3月5日に慶良間諸島国立公園が指定され、海域公園地区が拡張されたこととあわせて、条約登録区域を拡張するもの。

我が国のラムサール条約湿地
 箇所数: 46箇所 50箇所 (4箇所増加・1箇所拡大)
 面積: 137,968ha 148,002ha (10,034ha増加)